

児童扶養手当支給事務指導監査 実施状況(R2年度:東海北陸厚生局)

1 実地指導監査の状況 (監査対象自治体数:6県118市)

令和2年度の実地指導監査は、7箇所(6市、1町<福祉事務所設置>)を対象に実施しました。

2 実地指導監査結果

実地指導監査結果の集計及び監査結果の概要は以下のとおりです。

(1)指導監査の結果の集計

指 摘 事 項	文書指摘 件 数	口頭指摘 件 数	計
1. 主管課の業務体制の状況	0	0	0
2. 関係機関等との連携の状況	0	0	0
(1) 関係機関との連携の状況	0	0	0
(2) 関係部課との連携の状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
3. 広報の状況	0	0	0
(1) 広報の時期、内容	0	0	0
(2) 広報媒体の状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び 保管状況	0	3	3
(1) 諸様式用紙の整理及び保管の状況	0	3	3
(2) 諸帳簿の作成、記入、整理及び保管状況	0	0	0
(3) その他	0	0	0
5. 認定請求書受理の状況	1	2	3
(1) 認定請求書受理の状況	0	0	0
(2) 認定請求書についての受給者等に対する記入要領 及び診断書、申立書その他必要な添付書類の作成 指導の状況	1	0	1
(3) 認定請求書記載事項の補正の取扱い状況	0	0	0
(4) 公的年金受給権の確認の状況	0	1	1
(5) 身体障害者手帳、療育手帳の確認の状況	0	0	0
(6) その他	0	1	1

6. 認定請求書の審査及び決定の状況	2	3	5
(1) 配偶者、子、扶養義務者との相互の身分関係及び生計維持関係についての確認(戸籍、住民票との照合)の状況	0	0	0
(2) 受給資格者の所得、配偶者及び扶養義務者の所得等についての確認(課税台帳等との照合)の状況	0	0	0
(3) 提出書類の審査、決裁の状況	2	2	4
(4) 受付から決定までの事務処理時間の状況	0	1	1
(5) その他	0	0	0
7. 現況届の処理状況	2	5	7
(1) 現況届受理の状況	0	0	0
(2) 課税台帳等の照合の状況	0	0	0
(3) 審査、決裁の状況	2	3	5
(4) 受付から決定まで事務処理期間の状況	0	0	0
(5) 未提出者に対する調査及び提出の指導状況	0	2	2
(6) 受給資格が喪失していることが公簿等により確認されている者の取扱いの状況	0	0	0
(7) その他	0	0	0
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	0	0	0
(1) 受給者への事前通知	0	0	0
(2) 適用除外届出書等の受理状況	0	0	0
(3) 審査・決裁の状況	0	0	0
(4) 未提出者に対する連絡・相談などの手続きの支援状況	0	0	0
(5) その他	0	0	0
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	0	1	1
(1) 資格喪失届の提出指導及び受理の状況	0	0	0
(2) 審査及び提出の状況	0	0	0
(3) 職権による事務処理の状況	0	0	0
(4) 資格喪失者に係る受給資格者名簿の処理、その保管の状況	0	0	0
(5) その他	0	1	1
10. その他	0	2	2
合 計	5	16	21

(2) 指導監査結果概要

指 摘 事 項	主 な 内 容
1. 主管課の業務体制の状況	
○主管課の業務体制	(指摘事項なし)
2. 関係機関等との連携の状況	
○関係機関等との連携	(指摘事項なし)
3. 広報の状況	
○広報の充実	(指摘事項なし)
4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
○諸様式用紙の整理及び保管の状況	認定請求書の様式を見ると、「養育費の取決めの有無」欄がないため、「養育費の取決めの有無」欄を設けるようお願いします。
5. 認定請求書の受理状況	
○受給者と扶養義務者が生計同一関係でないことの確認	認定請求において、受給資格者と同住所地に居住している扶養義務者が生計同一関係でないことについて、客観的な証明による確認が不十分な事例が見受けられた為、挙証資料の添付等をお願いします。
○公的年金受給資格の確認	受給資格者が年金を受給している場合等のみ、年金機構等へ照会が行われておりましたが、年金受給の可能性が有る場合についても照会されるようお願いします。
○額改定請求書の受理事務	額改定請求(増額)について、額改定の事由発生日より前の請求日で受理されている事例が見受けられた為、今後は適正に取扱われるようお願いします。
6. 認定請求書の審査及び決定の状況	
○提出書類の審査	児童扶養手当が他制度と共に扱われ、他制度の事務遅延により手当認定事務も滞留していた事例について、手当に係る認定請求書類に不備がない場合は、速やかに事務処理を行われるようお願いします。

7. 現況届の処理状況	
○受給者と扶養義務者が生計同一関係にないことの確認	生計同一関係にないことを証明するための資料が、不十分なまま認めている事例が見受けられたため、本人の申立書、住居の見取り図及び公共料金の契約・負担の状況等の生計同一関係にない事実について、客観的な証明があることを確認した上で認定されるようお願いいたします。
○未提出者の資格喪失処理	現況届未提出者の事務処理について、公簿により明らかに受給資格を喪失していることが確認されているにも関わらず、職権により資格喪失処理を行っていない事例が見受けられた為、受給資格に該当しなくなった受給者に対しては、職権により資格喪失処理を行うようお願いいたします。
8. 一部支給停止措置及び一部支給停止除外措置に係る事務処理の状況	
○一部支給停止適用除外事由届出書の受理状況	(指摘事項なし)
9. 受給資格喪失者に係る事務処理状況	
○資格喪失届に係る事務処理	資格喪失届に係る事務処理について、資格喪失に至った事実確認が不十分な事例が見受けられた為、適正な資格喪失処分を行うようお願いいたします。
10. その他	
○住所変更に係る事務処理	住所変更届に係る事務処理について、添付書類とされていない戸籍謄本等を徴取されていた為、今後は児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第6条による対応とし、適切な事務処理に努めていただくようお願いいたします。